

|       |              |  |
|-------|--------------|--|
| 目的別   | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全   |
|       | 担い手の育成       | 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)         |
|       | 農地の利用集積      | 遊休農地対策                                       |
|       | 生産基盤の整備      | その他 (侵入防止柵)                                  |
|       | 機械・施設の整備     | 施設導入 / 機械購入                                  |
| 実施主体別 |              | 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会 |

|     |   |
|-----|---|
| 事業名 | 鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続)<br>【鳥獣被害防止総合対策交付金】 |
|-----|---|

|          |  |
|----------|--|
| アピールポイント | 鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。 |
|----------|--|

|       |  |          |         |         |
|-------|--|----------|---------|---------|
| 事業の趣旨 | 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。 | 予算額 (千円) | 101,400 |         |
|       |  | 内訳       | 国       | 101,400 |
|       |  |          | 県       | —       |
|       |  |          | その他     | —       |

|        |  |   |  |
|--------|--|---|--|
| 事業の内容等 | 1 ソフト対策  | 補助率   | 標準事業費  |
|        | (1) 地域ぐるみの被害防止活動<br>ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等<br>イ 広域柵の再編整備計画策定支援<br>ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組)<br>エ 他地域の人材を活用した取組<br>オ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組)<br>カ 集落点検の促進<br>(2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備<br>(3) ICT等新技術実証<br>(4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動<br>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援)<br>(6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援)<br>(7) 捕獲サポート体制の構築<br>(8) ICT活用による情報管理の効率化<br>(9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援<br>(10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲<br>2 ハード対策<br>(1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む)<br>(2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備<br>(3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備<br>《事業実施主体》<br>①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成)<br>②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員) | ソフト対策<br>定額<br>1/2以内<br>(鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり))<br>ハード対策<br>定額<br>1/2以内<br>(侵入防止柵の資材費のみの場合は定額) | 標準事業費<br>ソフト対策<br>定額補助の<br>限度額は50<br>万円～<br>(鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり) |

【採択要件】

- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
- 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等

【令和7年度実施計画等】 21 地域協議会

|      |         |    |  |
|------|---------|----|--|
| 実施期間 | 令和6～8年度 | 担当 | 農林水産政策課 産業技術・防疫グループ<br>(内線5042、直通017-734-9702) |
|------|---------|----|--|

|       |              |                          |
|-------|--------------|--------------------------|
| 目的別   | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 地域の活性化           |
|       | 生産基盤の整備      | その他 (簡易な圃場改良: 弾丸暗渠、心土破碎) |
|       | 機械・施設の整備     | 機械購入 / リース               |
| 実施主体別 |              | 農業者の組織する団体 等             |

|   |   |         |  |        |
|---|---|---------|--|--------|
| 事業名   | 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 (国庫・継続) 【そば関係】<br>【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業】   |         |  |        |
| アピールポイント  | 湿害対策技術を新たに導入する取組や取組に必要な農業機械の導入、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。  |         |  |        |
| 事業の趣旨   | そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、必要な農業機械の導入等の取組を支援する。<br>そばの安定供給を図るため、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。  | 予算額(千円) | 18,865                                       |        |
|   |   | 内<br>訳  | 国  | 18,865 |
|   |   |         | 県  | —      |
|   |   |         | その他  | —      |
| 事業の内容等  | <p>1 安定生産技術の導入</p> <p>(1) 技術講習会・栽培実証<br/>湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催、実証ほの設置等に係る経費を支援する。</p> <p>(2) 湿害対策技術の導入 (2,000円/10a)<br/>新たに湿害対策を導入する取組に対して支援する。<br/>《湿害対策の例》<br/>・小畦立て播種      ・弾丸暗渠      ・心土破碎 等</p> <p>(3) 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入<br/>湿害対策等の技術の導入に必要な農業機械等の導入、リース導入等について支援する。</p> <p>(4) 成果目標 (いずれか1つ選択)<br/>・10a当たり収量を都道府県の直近7中5平均以上<br/>・10a当たり収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加 (直近7中5平均収量が都道府県の同収量を超える地区)</p> <p>2 複数年契約取引 (1,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容<br/>複数年の契約取引を拡大し、実需者等と結びついた供給体制を強化する取組を支援する。</p> <p>(2) 成果目標 (いずれか1つ選択)<br/>・そばの複数年契約取引先を1者以上増加<br/>・そばの出荷量のうち、複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加</p> | 補助率     | 標準事業費  |        |
|   |   | 定額      | (1) 上限額<br>300万円                             |        |
|   |   | 1/2以内   | 上限額<br>1,000万円/台                             |        |
|   |   | 定額      |  |        |
| <p>【採択要件】</p> <p>1 事業内容1と2は、支援内容が重複する申請はできない</p> <p>2 湿害対策等の技術は、新たに導入する取組・面積が対象となる</p> <p>3 複数年契約取引の契約は播種前に締結もしくは、播種前に実需者と情報交換を実施の上で収穫前までに締結すること。</p> |   |         |  |        |
| 実施期間  | 令和7年度   | 担当      | 農産園芸課 稲作・畑作振興グループ<br>(内線5074、直通017-734-9480) |        |

|       |              |                                      |
|-------|--------------|--------------------------------------|
| 目的別   | 地域を変えるための切り口 | その他（麦・大豆の生産性向上）                      |
|       | 生産基盤の整備      | その他（簡易な圃場改良、新たな営農技術の導入）              |
|       | 機械・施設の整備     | 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良） |
| 実施主体別 |              | 市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会               |

|  |  |         |   |        |
|--|--|---------|---|--------|
| 事業名  | 麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続）<br>【麦・大豆生産技術向上事業等】   |         |   |        |
| アピールポイント   | 麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた新たな営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。   |         |   |        |
| 事業の趣旨  | 麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、国産麦・大豆の団地化の推進や新たな営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。  | 予算額(千円) | 64,100  |        |
|  |  | 内訳      | 国   | 64,100 |
|  |  |         | 県   | —      |
|  |  |         | その他   | —      |
| 事業の内容等   | <p>1 生産性向上の推進（必須）<br/>事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。<br/>《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会</p> <p>2 新たな営農技術の導入<br/>各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術を導入する取組に対して支援する。<br/>《事業実施主体》1に同じ</p> <p>3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等<br/>麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入、改良について支援する。<br/>※上限額：機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は機械ごとに50万円以上1億円未満とする。<br/>《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村ほか</p> <p>4 市町村による生産性向上の取組<br/>本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。<br/>《事業実施主体》市町村</p> | 補助率     | 標準事業費   |        |
|  |  | 定額      | 1の上限額<br>50ha未満<br>100万円<br>～150ha未満<br>200万円<br>150ha以上<br>300万円 |        |
|  |  | 1/2以内   | 2の上限額<br>1万円/10a<br>ただし大豆極多収品種<br>種子生産は<br>2万円/10a                |        |
|  |  | 1/2以内   | 4の上限額<br>2の事業費の10%以内  |        |
| <p>【採択要件】</p> <p>1 産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</p> <p>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</p> <p>3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。</p> <p>4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。</p> |  |         |   |        |
| 実施期間   | 令和5～7年度  | 担当      | 農産園芸課 稲作・畑作振興グループ<br>(内線5074、直通017-734-9480)                      |        |

|       |              |                    |
|-------|--------------|--------------------|
| 目別    | 地域を変えるための切り口 | 安全・安心な農産物生産 / 環境保全 |
|       | 担い手の育成       | その他                |
|       | 生産基盤の整備      | その他（病虫害対策）         |
| 実施主体別 |              | 農協 / 任意団体          |

|  |  |                |  |         |
|--|--|----------------|--|---------|
| 事業名  | りんごのモモシクイガ特別防除対策事業（県単・新規）<br>【りんごモモシクイガ特別防除対策事業費補助金】   |                |  |         |
| アピールポイント   | 病虫害の薬剤抵抗性発達や選択可能な農薬の減少、高温年におけるシクイムシ類の被害防止に対応するため、りんご病虫害防除暦の基準薬剤に採用されている交信攪乱剤について、普及定着を支援する。  |                |  |         |
| 事業の趣旨  | 令和7年産りんごでのモモシクイガ被害を防止するため、発生抑制に有効な交信攪乱剤による産地一丸となった防除に対し、緊急的に支援を行う。<br><br>※（公社）青森県青果物価格安定基金協会を通じて実施する間接補助事業であり、事業申請先は取組主体（農協）となっている。   | 予算額(千円)        | 275,000                                    |         |
|  |  | 内訳             | 国  | —       |
|  |  |                | 県  | 275,000 |
|  |  |                | その他  | —       |
| 事業の内容等   | 1 交信攪乱剤による防除への支援<br>(1) 事業内容<br>令和7年産りんごのモモシクイガ被害を防止するため、県内農協が適合防除者に対し、交信攪乱剤（コンフューザーRに限る）の購入経費を補助するのに要する経費を、事業実施主体が補助するのに要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助する。<br>(2) 補助対象経費<br>取組主体が適合防除者に対して令和7年産りんごの防除に使用する交信攪乱剤の販売価格の2分の1以上の額を補助する事業に要する経費を基金協会が補助するのに要する経費。<br>(3) 事業実施主体<br>公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会<br>(4) 取組主体<br>県内の農業協同組合<br>(5) 適合防除者の要件<br>採択要件のとおり | 補助率            | 標準事業費                                      |         |
|  |  | 購入経費の1/2以内(税抜) | 10a当たりの交信攪乱剤の使用量(100~120本)                 |         |
| <b>【採択要件】</b><br>1 県内のりんご園地とその周辺のモモシクイガ寄生果実栽培園地で実施される交信攪乱剤を用いた防除である。<br>2 3戸以上の生産者がまとまって地域ぐるみで取り組むものであるか、又は大規模生産法人など知事により適合していると認められる。<br>3 防除する地域内にモモシクイガ発生源（放任園、管理粗放園）がある。<br>4 地域内において交信攪乱剤を令和7年から3年以上継続して設置する意向が確認されている。 |  |                |  |         |
| 実施期間   | 令和7年度  | 担当             | りんご果樹課 生産振興グループ<br>(内線5147、直通017-734-9492) |         |

|       |              |                          |
|-------|--------------|--------------------------|
| 目的別   | 地域を変えるための切り口 | 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化     |
|       | 担い手の育成       | 経営改善 / その他 (IT化)         |
|       | 農地の利用集積      | 農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化       |
|       | 生産基盤の整備      | その他 (飼料基盤整備)             |
|       | 機械・施設の整備     | 施設導入 / 機械購入              |
| 実施主体別 |              | その他 (公益社団法人あおもり農業支援センター) |

|   |   |                           |   |         |
|---|---|---------------------------|---|---------|
| 事業名   | 草地畜産基盤整備事業 (国庫・継続)<br>【農山漁村地域整備交付金】   |                           |   |         |
| アピールポイント  | 飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。  |                           |   |         |
| 事業の趣旨   | 畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。  | 予算額 (千円)                  | 183,597                                   |         |
|   |   | 内訳                        | 国   | 135,000 |
|   |   |                           | 県   | 48,597  |
|   |   |                           | その他                                       | —       |
| 事業の内容等  | <p>1 事業内容</p> <p>事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備</p> <p>(1) 基本施設整備<br/>草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等</p> <p>(2) 農業用施設整備<br/>隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等</p> <p>(3) 農機具等導入</p> <p>《事業実施主体》<br/>公益社団法人あおもり農業支援センター</p> | 補助率                       | 標準事業費                                     |         |
|   |   | (1)、(2)<br>国 50%<br>県 15% | —   |         |
|   |   | (3)<br>国 50%<br>県 7.5%    |   |         |
| 【採択要件】  |   |                           |   |         |
| <p>1 草地整備型 (公共牧場整備事業)</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 公共牧場の既存草地面積が 100ha (中山間地域は 50ha) 以上であること。</p> <p>(3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。</p> <p>(4) 事業完了後の受益面積が 60ha (中山間地域は 30ha) 以上であること。</p> <p>2 畜産担い手総合整備型 (再編整備事業)</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 事業参加者が 10 人 (中山間地域については 5 人) 以上であること。</p> <p>(3) 家畜飼養頭数 (豚換算) が 2,000 頭 (中山間地域は 1,000 頭) 以上であること。</p> <p>(4) 担い手に係る畜産物生産が 2 分の 1 以上であること。</p> <p>(5) 受益草地等の面積が 30ha (中山間地域は 15ha) 以上であること。</p> |   |                           |   |         |
| 【令和 7 年度実施計画等】  |   |                           |   |         |
| むつ・東通地区 (むつ市・東通村)、八森地区 (六ヶ所村)   |   |                           |   |         |
| 実施期間  | 昭和 59 ~ 令和 9 年度   | 担当                        | 畜産課 飼料環境グループ<br>(内線 4823、直通 017-734-9497) |         |

|     |                         |                               |
|-----|-------------------------|-------------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口<br>生産基盤の整備 | 体制整備等 / 地域の活性化<br>その他（繁殖基盤強化） |
|     | 実施主体別                   | 農協                            |

|          |   |                |   |        |
|----------|---|----------------|---|--------|
| 事業名      | 子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業（県単・新規）   |                |   |        |
| アピールポイント | 肉用牛繁殖経営の生産基盤を強化するため、将来の子牛生産を支える高能力な繁殖雌牛の県内定着の促進に向けた支援を実施する。   |                |   |        |
| 事業の趣旨    | 本県の肉用牛繁殖経営は、配合飼料価格の高騰などによる生産コストの増加に加え、牛肉消費の低迷を背景に子牛価格が下落し、経営が悪化していることから、販売価格の向上に向けた市場評価の高い子牛生産を後押しする。   | 予算額(千円)        | 23,595                                  |        |
|          |   | 内訳             | 国                                       | —      |
|          |   |                | 県                                       | 23,595 |
|          |   |                | その他                                     | —      |
| 事業の内容等   | 1 ゲノミック評価による優秀な子牛生産<br>(1) 雌子牛に対するゲノミック評価補助<br>《事業実施主体》農業協同組合等<br><br>2 高評価雌子牛の市場取引の定着、保留の促進<br>(1) 子牛市場におけるゲノミック評価結果の公表に向けた体制整備<br><br>(2) 高評価雌子牛の導入奨励金<br>《事業実施主体》農業協同組合等 | 補助率            | 標準事業費                                   |        |
|          |   | 1 (1)<br>10/10 | —                                       |        |
|          |   | 2 (2)<br>定額    | 20 万円以内<br>/ 1 頭当たり                     |        |
| 実施期間     | 令和7年度～8年度   | 担当             | 畜産課 経営支援グループ<br>(内線4816、直通017-734-9496) |        |

|       |              |                                 |
|-------|--------------|---------------------------------|
| 目的別   | 地域を変えるための切り口 | 調査等 / 中山間地域振興                   |
|       | 農地の利用集積      | 遊休農地対策                          |
|       | 生産基盤の整備      | ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道) |
| 実施主体別 |              | 県                               |

|  |   |                          |   |         |
|--|---|--------------------------|---|---------|
| 事業名  | 中山間地域総合整備事業(国庫・継続)<br>【農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業】   |                          |   |         |
| アピールポイント   | 立地条件の悪い中山間地域において、多様なメニューに取り組むことができ、総合的に整備を行うことができる。   |                          |   |         |
| 事業の趣旨  | 過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、立地条件に沿った農業生産基盤の整備や生産・販売施設等と定住を促進するための生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業・農村の活性化や新たな就業機会の創出などを図るとともに、国土・環境の保全等に資する。   | 予算額(千円)                  | 948,106                                     |         |
|  |   | 内訳                       | 国   | 521,458 |
|  |   |                          | 県   | 307,183 |
|  |   |                          | その他   | 119,465 |
| 事業の内容等   | 1 農業生産基盤整備事業<br>(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備<br>(4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水<br>(8) 農用地の改良又は保全 (9) 土地基盤の再編・整序化<br>(10) 埋蔵文化財調査<br>2 農村振興環境整備事業<br>(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備<br>(3) 農業集落防災安全施設整備 (4) 用地整備<br>(5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備<br>(6) 情報基盤施設整備<br>(7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備<br>(8) 農村資源利活用推進施設整備<br>(9) 交換分合<br><br>《事業実施主体》<br>県 | 補助率                      | 標準事業費                                       |         |
|  |   | 国<br>55.0%               | —   |         |
|  |   | 県<br>32.0%<br>～<br>27.5% |   |         |
| 【採択要件】<br>1 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村において、農業生産基盤整備事業を実施する地域では、<br>・農用地の主傾斜がおおむね1/100以上の面積が50%以上を占める地域<br>・林野率が50%以上を占める地域<br>であること。<br>2 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む市町村であること。<br>【令和7年度実施計画等】<br>1 実施地区数：8地区<br>2 関係市町村：三戸町他9町村 |   |                          |   |         |
| 実施期間   | 平成2年度～  | 担当                       | 農村整備課 農村環境整備グループ<br>(内線4889、直通017-734-9555) |         |

|       |                         |   |
|-------|-------------------------|---|
| 目的別   | 地域を変えるための切り口<br>生産基盤の整備 | 環境保全 / その他（生活環境）<br>ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道） |
| 実施主体別 | 県 / 市町村                 |   |

|   |   |         |   |   |
|---|---|---------|---|---|
| 事業名   | 集落基盤整備事業（国庫・継続）<br>【農山漁村地域整備交付金】  |         |   |   |
| アピールポイント  | 地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。   |         |   |   |
| 事業の趣旨   | 地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。   | 予算額(千円) | —   |   |
|   |   | 内訳      | 国   | — |
|   |   |         | 県   | — |
|   |   |         | その他   | — |
| 事業の内容等  | 1 農業生産基盤整備事業<br>(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備<br>(4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水<br>(8) 農用地の改良又は保全<br><br>2 農村生活環境整備事業<br>(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備<br>(3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備<br>(5) 用地整備 (6) 活性化施設整備<br>(7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備<br>(9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備<br>(11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備<br>(13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備<br>(15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備<br>(17) 施設集約整備 (18) 交換分合<br>(19) 集落土地基盤整備<br><br>《事業実施主体》<br>県、市町村 | 補助率     | 標準事業費                                       |   |
|   |   | 県営      | —   |   |
|   |   | 国       | 50%   |   |
|   |   | 県       | 25%   |   |
| 【採択要件】<br>農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。<br>【令和7年度実施計画等】<br>※実施地区なし |   |         |   |   |
| 実施期間  | 平成13年度～   | 担当      | 農村整備課 農村環境整備グループ<br>(内線4889、直通017-734-9555) |   |

|       |                |  |
|-------|----------------|--|
| 目的別   | 農地の利用集積生産基盤の整備 | 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化<br>ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道） |
| 実施主体別 | 県              |  |

|   |  |         |   |           |
|---|--|---------|---|-----------|
| 事業名   | 経営体育成基盤整備事業（ハード）（国庫・継続）  |         |   |           |
| アピールポイント  | 将来の農業生産を担う経営体の育成が見込まれる地域を対象に、経営体の育成を図りつつ、区画整理、農業用排水施設等の水田整備を地域農業のニーズに応じて実施することができる。  |         |   |           |
| 事業の趣旨   | 効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に行う。   | 予算額(千円) | 2,180,495                                   |           |
|   |  | 内訳      | 国   | 1,198,316 |
|   |  |         | 県   | 599,502   |
|   |  |         | その他   | 382,677   |
| 事業の内容等  | <p>地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げる1～7の事業のうち2以上（3と5は単独でも可）の事業を実施する。</p> <p>1 農業用排水施設整備<br/>2 農道整備<br/>3 区画整理<br/>4 農用地造成<br/>5 暗渠排水<br/>6 客土<br/>7 除礫</p> <p>《事業実施主体》<br/>県</p> | 補助率     | 標準事業費                                       |           |
|   |  | 工事費     | —   |           |
| <p>【採択要件】</p> <p>1 受益面積が20ha以上であること。<br/>2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農地所有適格法人等の育成と併せた農地の利用集積率の増加等。</p> <p>【令和7年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：17地区<br/>2 関係市町村：青森市、五所川原市、つがる市、十和田市、今別町、蓬田村、板柳町、中泊町、深浦町、七戸町、東北町、五戸町、南部町</p> |  |         |   |           |
| 実施期間  | 平成15年度～  | 担当      | 農村整備課 生産基盤整備グループ<br>(内線4886、直通017-734-9554) |           |

|       |                    |  |
|-------|--------------------|--|
| 目的別   | 農地の利用集積<br>生産基盤の整備 | 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化<br>ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道） |
| 実施主体別 | 県                  |  |

|  |  |         |   |        |
|--|--|---------|---|--------|
| 事業名  | 畑地帯総合整備事業（国庫・継続）   |         |   |        |
| アピールポイント   | 畑地帯を総合的に整備することにより、収穫・輸送時の荷傷みが解消され、品質・収益性の向上が図られ、農業経営が安定する。   |         |   |        |
| 事業の趣旨  | 効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、畑地帯において必要な用排水路施設や農道、区画整理などの生産基盤整備及び営農環境の整備、さらには担い手の育成・支援を一体的に実施し、畑作物の生産振興及び担い手の経営安定を図る。   | 予算額(千円) | 118,000                                     |        |
|  |  | 内訳      | 国   | 59,000 |
|  |  |         | 県   | 32,450 |
|  |  |         | その他   | 26,550 |
| 事業の内容等   | 1 農業生産基盤整備事業<br>農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全<br><br>2 農業生産基盤整備付帯事業<br>土壌改良、交換分合等<br><br>3 営農環境整備事業<br>農業集落道、農業集落防災安全施設、用地整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、農地被害防護施設、地域資源利活用基盤等<br><br>《事業実施主体》<br>県 | 補助率     | 標準事業費                                       |        |
|  |  | 工事費     | —   |        |
| 【採択要件】<br>1 担い手育成型<br>(1) 受益面積が概ね20ha以上であること。<br>2 担い手支援型<br>(1) 受益面積が概ね30ha以上であること。<br>(2) 担い手農家戸数割合又は担い手経営面積割合が10%以上であること。<br>(3) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること。<br>【令和7年度実施計画等】<br>1 実施地区数：2地区<br>2 事業実施地域：青森市、弘前市 |  |         |   |        |
| 実施期間   | 令和3年度～   | 担当      | 農村整備課 生産基盤整備グループ<br>(内線4886、直通017-734-9554) |        |

|       |                 |   |
|-------|-----------------|---|
| 目的別   | 農地の利用集積・生産基盤の整備 | 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化<br>ほ場整備 / 暗渠排水 / 用排水路 / その他（農道、農用地造成） |
| 実施主体別 | 県               |   |

|  |  |                                 |   |         |
|--|--|---------------------------------|---|---------|
| 事業名  | 農地中間管理機構関連農地整備事業（国庫・継続）  |                                 |   |         |
| アピールポイント   | 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が基盤整備を実施することができる。   |                                 |   |         |
| 事業の趣旨  | 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を推進することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業の実現に資する。                       | 予算額(千円)                         | 647,000                                     |         |
|  |  | 内訳                              | 国   | 404,375 |
|  |  |                                 | 県   | 177,925 |
|  |  |                                 | その他   | 64,700  |
| 事業の内容等   | 担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構が借り入れている農地について、次の事業を実施する。<br>1 農業用排水施設整備<br>2 農道整備<br>3 区画整理<br>4 農用地造成<br>5 暗渠排水<br>6 客土<br>7 除礫<br>《事業実施主体》<br>県 | 補助率                             | 標準事業費                                       |         |
|  |  | 工事費<br>国<br>62.5%<br>県<br>27.5% | —   |         |
| <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。</li> <li>事業対象農地のすべてについて、機構が農地中間管理権（土地改良事業計画の公告日から15年以上）を有すること。</li> <li>事業対象農地面積がおおむね10ha以上（中山間地域はおおむね5ha以上）であること。<br/>※その算入範囲は大字を単位（営農上の一体性がある場合はその範囲）</li> <li>事業対象農地がおおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地はおおむね0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること。</li> <li>すべての事業対象農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。</li> <li>事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%以上増加すること。</li> <li>事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に収益性が20%以上向上すること。</li> </ol> <p>【令和7年度実施計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実施地区数：9地区</li> <li>関係市町村：青森市、弘前市、八戸市、中泊町、五戸町、藤崎町、田舎館村</li> </ol> |  |                                 |   |         |
| 実施期間   | 令和元年度～   | 担当                              | 農村整備課 生産基盤整備グループ<br>(内線4886、直通017-734-9554) |         |

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 目的別   | 農地の利用集積<br>生産基盤の整備<br>機械・施設の整備           | 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化<br>暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入)<br>リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合) |
| 実施主体別 | 県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等 |  |

|   |  |         |   |         |
|---|--|---------|---|---------|
| 事業名   | 農地耕作条件改善事業（国庫・継続）  |         |   |         |
| アピールポイント  | 農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。  |         |   |         |
| 事業の趣旨   | 農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。   | 予算額(千円) | 103,445                                     |         |
|   |  | 内訳      | 国   | 103,445 |
|   |  |         | 県   | —       |
|   |  |         | その他   | —       |
| 事業の内容等  | <p>1 定額助成<br/> (1) 田の区画拡大 (2) 畑の区画拡大 (3) 暗きょ排水<br/> (4) 湧水処理 (5) 末端畑地かんがい施設<br/> (6) 土層改良 (7) 更新整備 (8) 条件改善推進費<br/> (9) 高収益作物転換推進費 (10) 水田貯留機能向上推進</p> <p>2 定率助成<br/> (1) 農業用排水施設 (2) 暗きょ排水 (3) 土層改良<br/> (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成<br/> (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援<br/> (9) スマート農業導入支援 (10) 管理省力化支援<br/> (11) 品質向上支援 (12) 条件改善促進支援<br/> (13) 高収益作物導入支援 (14) 指導</p> <p>3 農地集積推進助成</p> <p>《事業実施主体》<br/> 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p> | 補助率     | 標準事業費                                       |         |
|   |  | 工事費     | —   |         |
|   |  | 定額国     | 100%  |         |
|   |  | 定率【県営】  | 国 50.0%<br>中山間地域等 55.0%<br>県 27.5%          |         |
| <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域計画が策定された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。</li> <li>地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。</li> <li>総事業費200万円以上であること。</li> <li>受益者数2者以上であること。 等</li> </ol> <p>【令和7年度実施計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実施地区 : 1地区</li> <li>関係市町村: つがる市</li> </ol> |  |         |   |         |
| 実施期間  | 平成27年度～  | 担当      | 農村整備課 生産基盤整備グループ<br>(内線4886、直通017-734-9554) |         |

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 目的別   | 生産基盤の整備 | その他（農道） |
| 実施主体別 | 県 / 市町村 |         |

|   |   |   |   |         |
|---|---|---|---|---------|
| 事業名   | 通作条件整備事業（国庫・継続）<br>【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】   |   |   |         |
| アピールポイント  | 過疎、半島、振興山村指定地域における基幹農道の整備に当っては、県代行制度を活用することにより地元負担を伴わずに整備が可能である。                |   |   |         |
| 事業の趣旨   | 農地整備や農業関連施設と関連して農道の整備を行うことにより、地域の通作条件の改善（生産・流通の流れを効率的にする等）を図り、農村環境の改善に資する。      | 予算額(千円)   | 1,363,992                                   |         |
|   |   | 内訳  | 国   | 692,896 |
|   |   |   | 県   | 430,458 |
|   |   |   | その他   | 240,638 |
| 事業の内容等  | 1 都道府県が行う基幹的農道の新設又は改良<br>2 既設農道の点検診断に伴う更新整備及び整備水準向上を図る保全対策<br>《事業実施主体》<br>県、市町村 | 補助率   | 標準事業費                                       |         |
|   |   | 県営<br>国<br>50%<br>県<br>37%～<br>25%<br><br>団体営<br>国<br>50% | —   |         |
| 【採択要件】<br>1 受益面積：おおむね50ha以上であること。<br>（振興山村、過疎、半島：おおむね30ha以上）<br>2 総事業費：基幹農道整備は1億円以上であること。<br>一般農道整備は5千万円以上であること。<br>保全対策は3千万円以上であること。<br>3 幅員：基幹農道整備は、車道幅員がおおむね4.0m以上であること。<br>（離島、振興山村、半島：おおむね3.0m以上）<br>一般農道整備は、全幅員がおおむね4.5m以上であること。<br>（特豪、振興山村、過疎、半島、急傾斜地帯：おおむね4.0m以上）<br>【令和7年度実施計画等】<br>1 実施地区数：21地区<br>2 関係市町村：弘前市他17市町村 |   |   |   |         |
| 実施期間  | 平成22年度～   | 担当  | 農村整備課 農村環境整備グループ<br>(内線4889、直通017-734-9555) |         |

|       |         |                          |
|-------|---------|--------------------------|
| 目的別   | 生産基盤の整備 | 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（補修） |
| 実施主体別 | 県       |                          |

|   |   |  |   |         |
|---|---|--|---|---------|
| 事業名   | 農業水利施設保全合理化事業（国庫・継続）  |  |   |         |
| アピールポイント  | 水管理の効率化・省力化に必要な農業用排水施設の整備を実施するとともに、老朽化した農業水利施設を補修して安全性の向上を図る。   |  |   |         |
| 事業の趣旨   | 環境との調和にも配慮しつつ、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化等による水管理の省力化を図る。   | 予算額(千円)  | 841,672                                     |         |
|   |   | 内訳   | 国   | 459,770 |
|   |   |  | 県   | 232,115 |
|   |   |  | その他   | 149,787 |
| 事業の内容等  | 1 水利施設整備事業（農地集積促進型）<br>（1）農業用排水施設（新設、廃止又は変更）<br>（2）（1）の新設と併せ行う暗きょ排水、客土、区画整理<br>2 水利施設整備事業（簡易整備型）<br>（1）農業用排水施設の新設、廃止又は変更<br>（2）給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の設備等<br>3 実施計画策定事業<br>（1）水利用調整事業 （2）水利用高度化推進事業<br>（3）施設計画策定事業 （4）機能保全計画策定事業<br>《事業実施主体》<br>県 | 補助率  | 標準事業費                                       |         |
|   |   | 診断国<br>100%<br>工事国<br>50.0%<br>中山間地域等<br>55.0%<br>県<br>27.5% | —   |         |
| 【採択要件】<br>1 水利施設整備事業（農地集積促進型）<br>受益面積20ha以上、水利施設等保全高度化整備計画の策定、事業完了時に担い手農地利用集積率が一定以上向上すること。<br>2 水利施設整備事業（簡易整備型）<br>受益面積5ha以上、水利施設保全高度化整備計画の策定、事業費200万円以上、農業者2者以上であること。<br>3 実施計画策定事業<br>施設計画策定事業は、施設計画策定事業計画を策定し、事業費が200万円以上であること。機能保全計画策定事業は、末端支配面積が10ha以上であること。<br>【令和7年度実施計画等】<br>1 実施地区数：5地区<br>2 関係市町村：弘前市、五所川原市、平川市、七戸町、東北町、南部町 |   |  |   |         |
| 実施期間  | 平成27年度～   | 担当   | 農村整備課 生産基盤整備グループ<br>（内線4886、直通017-734-9554） |         |

|       |                        |                     |
|-------|------------------------|---------------------|
| 目的別   | 生産基盤の整備                | 用排水路 / その他（農業用排水施設） |
| 実施主体別 | 県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 等 |                     |

|  |  |   |   |         |
|--|--|---|---|---------|
| 事業名  | 農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫・継続）  |   |   |         |
| アピールポイント   | 農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策をきめ細かく推進する。   |   |   |         |
| 事業の趣旨  | 農業水利施設の長寿命化のほか、水管理労力軽減、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下による災害のおそれが生じている箇所において、機能回復や被害発生 の未然防止の取組などを実施し、農業の持続的な発展を図る。                     | 予算額(千円)   | 1,098,534                                   |         |
|  |  | 内訳  | 国   | 591,892 |
|  |  |   | 県   | 314,119 |
|  |  |   | その他   | 192,523 |
| 事業の内容等   | 1 長寿命化対策<br>(1) 機能診断、機能保全計画に基づいた水利施設整備<br>(2) ハード対策を行うための機能保全計画の策定、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査<br><br>《事業実施主体》<br>県、市町村、農協、土地改良区等 | 補助率   | 標準事業費                                       |         |
|  |  | ハード<br>国<br>50.0%<br>中山間地域等<br>55.0%<br><br>県<br>27.5%、<br>31%更新型<br>中山間地域等<br>30%更新型 | —   |         |
| 【採択要件】<br>1 長寿命化・防災減災計画を策定していること。<br>2 長寿命化対策・防災減災対策のうちハード対策<br>(1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。<br>(2) 1地区当たりの受益者数が農業従事者の常時従事者2者以上であること。<br>(3) 1地区当たりの工事工期が原則3年以内であること（ため池整備は5年以内）。<br>3 長寿命化対策・防災減災対策のうちソフト対策<br>1地区当たりの事業工期が1年以内であること。<br>【令和7年度実施計画等】<br>1 実施地区数：14地区<br>2 関係市町村：弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、つがる市、板柳町、鶴田町、七戸町、六戸町、六ヶ所村 |  |   |   |         |
| 実施期間   | 令和3年度～   | 担当  | 農村整備課 生産基盤整備グループ<br>(内線4886、直通017-734-9554) |         |

|       |         |                           |
|-------|---------|---------------------------|
| 目的別   | 生産基盤の整備 | 用排水路 / その他（ダム、頭首工、揚排水機場等） |
| 実施主体別 | 県       |                           |

|  |  |  |   |         |
|--|--|--|---|---------|
| 事業名  | 基幹水利施設ストックマネジメント事業（国庫・継続）  |  |   |         |
| アピールポイント   | 農業水利施設の効率的な更新整備・保全管理により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する。  |  |   |         |
| 事業の趣旨  | 土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的な農業水利施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能保全計画の作成及び当該計画に基づく対策工事を一貫して実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。 | 予算額(千円)  | 269,100                                     |         |
|  |  | 内訳   | 国   | 161,900 |
|  |  |  | 県   | 62,176  |
|  |  |  | その他   | 45,024  |
| 事業の内容等   | 1 県営土地改良工事により造成された施設に関する機能保全計画の策定<br>2 国営造成施設及び県営造成施設の機能保全計画に基づく対策工事の実施<br>3 国営造成施設及び県営造成施設の突発的事故に対する緊急補修工事<br><br>《事業実施主体》<br>県             | 補助率  | 標準事業費                                       |         |
|  |  | 診断<br>国<br>100%<br><br>工事<br>国<br>50.0%<br>県<br>25%、<br>29%更新型 | —   |         |
| 【採択要件】<br>1 既存施設を有効活用する場合で、施設機能の向上を目的としないものであること。<br>2 機能保全計画の策定を行おうとする県営造成施設を選定しており、実施方針に位置づけられていること。<br>3 対策工事の実施については、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。<br>4 末端支配面積が100ha以上（田以外20ha以上）であること。<br>5 緊急補修工事の実施<br>【令和7年度実施計画等】<br>1 実施地区数：7地区<br>2 関係市町村：青森市、八戸市、つがる市、弘前市、平川市、大鰐町、田舎館村、十和田市、六戸町、おいらせ町、全県 |  |  |   |         |
| 実施期間   | 平成30年度～  | 担当   | 農村整備課 生産基盤整備グループ<br>(内線4886、直通017-734-9554) |         |

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 目的別   | 生産基盤の整備 | その他（農道） |
| 実施主体別 | 県       |         |

|  |   |                         |   |         |
|--|---|-------------------------|---|---------|
| 事業名  | 広域営農団地農道整備事業（国庫・継続）<br>【農山漁村地域整備交付金】  |                         |   |         |
| アピールポイント   | 複数の市町村に跨る広域的な農地団地を対象とした基幹農道の整備が可能である。                                       |                         |   |         |
| 事業の趣旨  | 農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより高生産性農業を促進し、農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資する。   | 予算額(千円)                 | 230,000                                     |         |
|  |   | 内訳                      | 国   | 115,000 |
|  |   |                         | 県   | 91,885  |
|  |   |                         | その他   | 23,115  |
| 事業の内容等   | 1 広域営農団地育成対策の一環として、都道府県が行う広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良<br><br>《事業実施主体》<br>県 | 補助率                     | 標準事業費                                       |         |
|  |   | 国<br>50%<br>県<br>39.95% | —   |         |
| <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受益面積：おおむね1,000ha以上であること。<br/>(離島、振興山村、過疎、半島、特定農山村：おおむね300ha以上)</li> <li>2 総事業費：20億円以上であること。</li> <li>3 車道幅員：おおむね5m以上であること。<br/>(離島、振興山村、過疎、半島、特定農山村：おおむね4m以上)</li> </ol> <p>【令和7年度実施計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施地区数：1地区</li> <li>2 関係市町村：深浦町</li> </ol> |   |                         |   |         |
| 実施期間   | 平成17年度～   | 担当                      | 農村整備課 農村環境整備グループ<br>(内線4889、直通017-734-9555) |         |